

条例の制定・改廃

(地域子育て交流館条例など原案可決)

南九州市地域子育て交流館条例

(原案可決)

南九州市立第一児童館を廃止して、南九州市地域子育て交流館を設置することに伴い、条例を制定する。

親子及び地域住民が気軽に集い、相互に交流する場の提供、子育てに関する活動を行う団体等との情報の共有化、市民への情報発信などを行い、子育て家庭の環境の充実及びワークライフバランス(仕事と生活の調和)の充実を推進するため、総合的な拠点施設として南九州市地域子育て交流館を設置する。

～委員から～

問 使用料が設定されているが、子育て施設であるので無料にできないか。

答 使用料は、学びあいの部屋やみんなの縁側などの一部施設において、物品販売やコワーキングスペースなどの利用に対するものである。

南九州市知覧農業振興センター条例を廃止する条例

(原案可決)

新庁舎の建設予定地である南九州市知覧農業振興センターを廃止することに伴い、条例を廃止する。

～委員から～

問 廃止後の同センター内の農地の管理はどうなるのか。

答 施設を含め、総務課の所管として管理する。

南九州市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

南九州市自転車活用推進計画が令和4年3月に策定されたため、自転車通行帯の技術的基準を定めることに伴い、条例の一部を改正する。

～委員から～

問 南九州市内に自転車通行帯はあるか。

答 市内にはない。

三本松工業団地水道条例の一部を改正する条例

(原案可決)

三本松工業団地水道料金が、市の水道料金を引用しているため、市の給水条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

～委員から～

問 この条例は公布の日から施行するとあるが、市の給水条例と一致しているのか。

答 給水条例は本年4月1日からとなっている。本来であれば、同時期に改正すべきであった。

～委員から～

三本松工業団地水道条例については、水道課の所管とすることも検討、協議すること。

南九州市市道に設ける道路標識の寸法等を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する。

～委員から～

問 該当する標識があった場合は対処するのか。

答 改修等を行う。

南九州市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(原案可決)

介護保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

南九州市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

(原案可決)

租税特別措置法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

南九州市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

河川管理施設等構造令の橋台に関する規定を適用すること等に伴い、条例の一部を改正する。